

KIER DISCUSSION PAPER SERIES

KYOTO INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

Discussion Paper No.1205

“手続的公平性と消費者政策”

行本雅・村上佳世

2012年11月



KYOTO UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

手続的公平性と消費者政策

行本雅*・村上佳世**

2012 年 11 月

本論文は、食品表示について取り上げ、市場の効率性と相補的な基準として手続的公平性の観点から消費者政策の基礎付けがなされるべきではないか、という問題提起を行う。手続的公平性の観点からは、消費者の意思決定の結果のみならず、その意思決定が適切になされているかが問題とされる。こうした意思決定のプロセスまで踏み込んだ先駆的な研究として、Sen (1985) の潜在能力アプローチがあげられる。本研究では、消費者の認識に焦点を当て、潜在能力アプローチを非帰結主義的な分析に応用することで、手続的公平性の観点から消費者政策を基礎付けることを試みる。

JEL: D63, D12, D83

キーワード：手続的公平性、消費者政策、信念

本稿は、行本雅・村上佳世(2010)「市場の公平性と消費者政策」、京都大学経済研究所 Discussion Paper, No.1013. を大幅に改訂したものである。

本稿の形成過程において、鈴木興太郎(早稲田大学・ケンブリッジ大学)、植田和弘(京都大学)、宇佐美誠(東京工業大学)の各氏をはじめ、法と経済学会、消費者行動研究学会、商業学会関西支部、京都大学 BBL、CASE の参加者より有益なコメントをいただいた。記して謝する次第である。特に、鈴木先生からは、2.3 節の「幻想」の定式化についてコメントをいただいた。また、本稿の 4 節の議論はこのコメントを受けて、その後構想を得たものである。記して謝意を表する次第である。もとより、本稿の誤りについては筆者らがすべての責任を負うものである。

* 京都大学経済研究所先端政策分析研究センター研究員(産官学連携)

** 東京都市大学総合研究所研究員

1. 序論

1.1 問題意識

企業は、消費者に対して様々な情報を発信している。こうした情報には、企業にとって都合はいいものの、消費者の誤解を招くようなものも多々みられる。現在の消費者政策においては、伝統的な消費者保護的な政策のみならず、こうした企業の広告や表示が適切になされるようにすることが重要な政策課題となっている。

従来、標準的な経済学では、広告や表示の規制については、アドバース・セレクションなどによって社会厚生が損なわれることが明らかな場合には、規制によって社会厚生が改善が図られるべきであるが、そうでない場合は、規制の基準が明確でないことや行政コストが高くなるため、原則介入すべきではないとされてきた。

ここにみられるのは、市場への政策介入は社会厚生、すなわち市場の効率性を基準になされるべきであるという、ごく標準的な経済学の原則である。しかしながら、消費者政策について論じる場合に、市場の効率性を基準とすることは果たして適切なものであろうか。

この点について考えるために、一例として、2010年に宮崎県で口蹄疫が発生した際に不適切表示として行政指導がなされたケースを取り上げてみたい。消費者庁および農林水産省は、スーパーなどの小売店の表示について調査を行い、以下のような表示について不適切な表示であるとして、指導を行ったとされる。

- ・ 口蹄疫は人体にはまったく問題ないと表示したうえで、産地名を表示した上で、「当店の肉は、まったく問題ありません。」と強調した表示をしていた。
- ・ 「当店の肉の産地は京都以北の関東地区のお肉です」と強調して産地名を表示していた。また、「南の方の産地の肉は取り扱っていません」と追い打ちをかけるような表示をしていた。

(社団法人新日本スーパーマーケット協会 web ページ、行政情報、2010 年 5 月 27 日付記事による)

これらの表示は、いずれも虚偽の表示ではないが、消費者の誤解を招く表示であるとして取り締まられたものである。すなわち、仮に口蹄疫に感染した牛の肉を食べたとしても健康への被害は生じない上、当時は感染拡大を防ぐために全頭殺処分が行われていたために、そもそも感染した牛の肉は流通していなかった。したがって、当時流通していた牛肉については、消費者が不安を抱く合理的な根拠は存在しなかったにも関わらず、あたかも宮崎産の牛肉に問題があるかのように仄めかすことで、消費者の漠然とした不安につけ込んだことが問題とされたのである。

こうした表示のルールは、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）で規定され

ている。この法律は、「一般消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」を目的としており、消費者の意思決定がゆがめられること自体を規制の対象としている¹。また、たとえ事実と反しない表示であっても「一般消費者の誤解」を招く表示は禁止されている²。

さて、これらの表示は、果たして市場の効率性を損なうといえるであろうか。後者に関しては、もしこの表示によって「南の方の産地の肉」が市場から排除されてしまい、そのことによって競争が阻害される効果が十分に大きければ、市場の効率性が損なわれる可能性は存在する。しかし、前者に関しては、消費者の誤解を利用して「(産地名を表示した)当店の肉」にとって有利となるような表示ではあるが、市場の効率性を損なっているといえるだろうか。この表示は、「当店の肉」に対する消費者の需要を上方にシフトさせる効果を持つであろうが、そのこと自体は市場の効率性を損なうものではない。それでは、この表示は適切であるといえるであろうか。

ここで問題にしたいのは、上記の表示は市場の効率性を損なうものではないかもしれないが、根拠のない消費者の不安につけ込んでいるという意味において、直観的にはアンフェアな行為であるということである。つまり、消費者の誤解を利用するような行為は、市場の効率性を損なうが故ではなく、市場の公平性 (fairness) ³を犯すが故に禁じられるべきではないだろうか、というのが本論文の問題意識である。

1.2 市場の公平性

市場の公平性は、これまで経済学ではあまり重視されてこなかったが、近年、競争政策や制度設計の文脈で取り上げられるようになってきている。鈴木 (2004a) は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)と競争政策の基本的な概念の整理を行

¹ 景品表示法は、もともと独占禁止法の体系の一部として、公正な競争の確保を目的として定められていたが、2009 年の消費者庁の設立にともなって法律の目的が変更された。景品表示法については、笠原 (2010) や伊藤・矢部 (2009) などを参照のこと。

² 笠原 (2010) は、他の事業者も一般的に行っていることをことさら強調することで、一般消費者があたかも特別なことをしているように誤認するような場合も問題となり得るとしている。この他、白石 (2010) の「公取委命令平成 19 年 1 月 25 日[ゆうパック翌日配達]」の事例や、廣瀬・河上 (2010) 「109 比較宣伝広告と景表法」の解説などを参照のこと。

³ 本論文では、「公平性」を ‘fairness’ の意味で用いる。Rawls (1958, 1971) の「公正としての正義 (Justice as fairness)」以降、‘fairness’ は ‘justice’ を基礎づける重要な概念とされており「公正性」と訳されることが多いが本論文では後述の鈴木 (2004a) に倣った。経済学における「公平性」、「公正性」の概念については、鈴木 (2004a) を参照のこと。

っており、競争の公平性 (fairness) もしくは公正性 (justice) とはなにかについて論じている⁴。彼は、市場における競争ゲームの公平性には、競争ゲームがプレイされて実現される資源配分の公平性を問題とする帰結主義的な考え方である「羨望のない状態としての公平性」と、競争ゲームを定義する手続き的ルールに着目する非帰結主義的な考え方である「手続き的な公平性」があると論じている。

また、鈴木 (2004b) は、競争政策の設計について論じており、この中において Sen (1985) の「潜在能力 (Capability)」アプローチの議論を引きながら、非帰結主義的なアプローチを提唱している。彼は、公共の利益とは国民全体の利益のことであり、これに反しない場合にのみ競争を制限する行為が独禁法による規制の対象外になるとした上で、国民経済全体の利益にはすべての市場参加者に対する処遇の手続き的衡平性、帰結の背後にある選択の機会の平等性、さらには自己の選択責任には帰着できない不遇に対する社会的保障の権利など、が含まれるべきであると論じている⁵。

本論文では、食品表示を取り上げて、消費者の意思決定プロセスに焦点を当てて分析することで、消費者政策を考える上で市場の効率性だけでなく市場の公平性がなぜ重要な問題となり得るのかを明らかにしたい。本研究においてあつかうのは、消費者の意思決定が公平な手続きを経てなされたものであるかどうか、という意味における公平性、すなわち「手続的公平性 (procedural fairness)」である。

現代において、「手続的公平性」を重視した議論を展開したのは、現代正義論の基礎を築いた Rawls (1971) である。彼の「公正としての正義」とは、「無知のヴェール」に覆われた「原初状態」という概念装置を通じて、手続的公平性によって正義を基礎付けようとしたものである。

Rawls (1958) は、公平性について「ある実践が、当事者達に公正であるという印象を与えるのは、その実践に参加することによって当事者達あるいは他の誰かが、正統であると彼らのみなさない要求によって上手く利用されたり、あるいはそのような要求に屈服することを強いられているとは誰も感じない場合である」と述べている。明らかに、ここにみられるのは決定のプロセスを問題とする非帰結主義的な考え方である。

経済学では、「公平性」は主に資源配分の文脈で論じられてきたため、複数の主体を等し

⁴ この他、法哲学の立場から公正競争を論じた研究として井上 (2003) がある。また、独占禁止法における「公正かつ自由な競争」や「不公正な取引方法」といった概念については根岸・舟田 (2010) や金井・川濱・泉水 (2010) などを参照のこと。

⁵ 鈴木 (2004a, b) の議論の背景には、厚生経済学・社会的選択理論における彼らの一連の研究がある。これらについては、鈴木 (2000, 2009) などを参照のこと。

くあつかう衡平性 (equity) と密接に関わる概念としてあつかわれてきた⁶。しかし、上の Rawls の議論にみられるように、「公平性」という概念はそれにつきるものではない⁷。

Rawls (1971) 以降、「手続的公平性」を重要な概念としてあつかってきたのは法哲学や政治哲学である。例えば、法哲学者である田中 (2011) は、「手続的公平性」を「当事者の対等化と公正な機会の保障」と定義している⁸。本研究では、ひとまずこの定義を踏襲することとし、特にこの定義の後半の「公正な機会の保障」に焦点を当てていく⁹。これは、上述した鈴木 (2004a,b) の非帰結主義的アプローチの一種である。

こうした公正な機会の平等を意図して Rawls (1971) が提唱したのが、「社会的基本財」である。すなわち、合理的な人生計画を遂行するために一般的に必要とされる最低限の「社会的基本財」を保障することで、公正な機会の平等に内実をもたせようとしたのである。しかし、人々に最低限の「社会的基本財」が保障されたとしても、それを使いこなせるかどうかは各個人によって異なる。そこで、人々が与えられた財によって実現することができる「機能」に焦点を当てたのが、Sen (1985) の「潜在能力」である¹⁰。このため、本研究でも Sen (1985) の潜在能力アプローチから議論を起こしていくこととする¹¹。

⁶ なお、経済学では衡平性 (equity) を資源配分の平等性とほぼ同じ意味で用いているが、他の分野の用法と異なることに留意されたい。例えば、法哲学などでは衡平性 (equity) は一般的な法をそのまま適用すると不合理な結果が生じる場合に個別に対応する、個別的正義という意味で用いられている。

⁷ 経済学の長い伝統においても「手続的公平性」を重視した研究があることに、注意を促しておきたい。例えば、Adam Smith (1759,1776) は道徳哲学の立場から「手続的公平性」を重視する議論を行っている。彼の「自然的自由の体系」とは、「共感」に基づく「公平な観察者」を基礎概念として、「正義の法」すなわち「フェア・プレイ」のルールを犯さない限りにおいて、自己の利益を追求することが許されるというものである。彼の議論は、非帰結主義的なものである。これについては、水田 (1997) や堂目 (2008, 2012)などを参照のこと。

⁸ 法哲学においては、「手続的正義」が重要な概念としてあつかわれてきており、「手続的公平性」は「第三者の公平性・中立性」、「手続的合理性」とともにその一側面とされる。手続的正義については、田中 (1985) が包括的な議論を行っている。また、法哲学における正義概念全般については補論 3 および田中 (2011) を参照のこと。

⁹ したがって、本研究における「手続的公平性」は、相手が単一の主体であっても成立する衡平性とは独立した概念であることに留意されたい。

¹⁰ Rawls (1971) と Sen (1985) の関係については、鈴木・後藤 (2002) や後藤 (2002) 、Sen (2009) を参照のこと。

¹¹ ただし、後述するように Sen 自身は帰結以外の情報も考慮するが帰結を重視する立場を

なお、「手続的公平性」や「非帰結主義」には、Rawls (1971) の「純粋な手続的公平性」のように手続の公平性をもって結果を正当化する極端な義務論の立場もあるが、本研究ではこうした立場をとらない。あくまで、手続が公平でないことをもって結果を公平でないとみなす、消極的な立場を採用する。

以下の構成は次の通りである。第 2 節では Sen (1985) の潜在能力アプローチについて論じる。その上で、第 3 節では消費者の誤解を利用するような表示がなぜ禁じられるべきなのか、また、消費者教育がなされるべき理由について論じる。そして、第 4 節では消費者政策のより積極的な役割について論じる。最後に、第 5 節では結論を述べる。

2. 潜在能力アプローチ

2.1 潜在能力アプローチ

市場の効率性と手続的公平性の最大の相違は、市場の効率性が消費者の意思決定のプロセスを問題とせず、その結果のみを問題としてきたのに対して、手続的公平性は消費者の意思決定プロセスも問題とすることに起因している。経済学において、このような消費者の意思決定のプロセスを問題とする考え方として、Sen (1985) の潜在能力アプローチがあげられる。ここでは、Sen (1993, 2002) が意思決定者の認識を問題とした例について考えることから始めてみたい。

- ・ まず、ある個人が、あまり親しくない知人に招待され、
{「お茶を飲みに出かける」、「出かけない」}
という二つの選択集合に直面して、「お茶を飲みに出かける」を選択したとしよう。
- ・ 次に、そのあまり親しくない知人によってコカインパーティーにも誘われ、
{「お茶を飲みに出かける」、「コカインパーティーに参加する」、「出かけない」}
という三つの選択集合に直面して、今度は「出かけない」ことを選んだとする。

Sen (1993, 2002) は、このような例を標準的な経済学の選好理論では説明できないとして、経済学の合理性概念を批判している。すなわち、この例では 1 回目と 2 回目の選択行動で、選択肢間の選好順序が変化しているが、通常の選好理論ではこうしたことは起きないという仮定の下で議論がなされてきている。しかし、この例での選択の変化を非合理的であるとはいえないであろう、というのが彼の議論である。

この例では、1 回目の選択と 2 回目の選択の間に追加的な情報を得たことによって、同一の選択肢が持つ意味が変化してしまっているため、通常の選好理論と矛盾する帰結が導か

とっている。この点については、補論 1 を参照のこと。

れている。Sen の議論の特徴は、どの選択がなされたかという結果だけでなく、どのような状況下でその意思決定がなされたのか、というところまで踏み込んでいる点にある。このように意思決定のプロセスを問題とする立場からは、もはや選択の結果のみに基づいて議論をすることはできない。

そこで、そもそも適切な意思決定ができない状況下に置かれている人々に対しては、その状況を改善するような施策がとられるべきであるというのが Sen のいうところの「福祉 (well-being)」の実現であり、主体的な意思決定が行えることが Sen のいうところの「福祉的自由 (well-being freedom)」なのである。そして、Sen 自身の議論は、この「福祉的自由」が人々に保証されることを目指したものであったといえる¹²。

2.2 情報の経済学の観点からの解釈

Sen (1993, 2002) の例は、経済学の合理性概念に対するラディカルな批判として提出されたものである¹³。しかし、この例は通常の選好理論を情報の経済学の観点から拡張すれば十分説明できるように思われる。以下では、意思決定者の「信念 (belief)」を明示的に扱い、「信念の形成」と「信念の更新」という段階を導入することでこの例の説明を試みたい¹⁴。

この例の特徴は、1 回目の選択と 2 回目の選択の間に追加的な情報を得たことによって、同一の選択肢が持つ意味が変化してしまっている点にある。1 回目と 2 回目では、まったく同じ「お茶を飲みに出かける」という選択を行ったとしても、「招待してきた知人」がどういう人かについて追加的な情報を得たことによって、もはや期待される効用は同一ではなくなっている¹⁵。つまり、ここでの選択肢はそれ自体がその選択の効用を表しておらず、あ

¹² 潜在能力アプローチについては、Sen (1985) の他、Sen (1997a) の補論 A.7 や Sen (2009) 、鈴村 (1998) 、鈴村・後藤 (2002)、後藤 (2002) などを参照のこと。

¹³ Sen の合理性批判については、Sen (1977) などを参照のこと。

¹⁴ 代替的なアプローチとして、ゲーム理論に認識論理を取り入れる方法も存在するが、本研究ではより扱いの容易なベイズ的なアプローチを採用する。例えば、Rubinstein (1998) は選好を選択肢集合 $\mathbf{A}$ 上ではなく、その選択によってもたらされる帰結集合 $\mathbf{C}$ 上で定義するアプローチを採用している。彼の定式化においては、ある行動 $a \in \mathbf{A}$ による帰結関数 f は状態 $\omega \in \Omega$ にも依存して $f: \mathbf{A} \times \Omega \rightarrow \mathbf{C}$ と定義される。この定式化は、展開型ゲームの一般的な表現となっている。認識論理を用いると、プレイヤーがどの情報集合にいると認識しているかによって、同一の選択肢に対して異なる帰結を予想する状況を記述できる。ゲーム理論への認識論理の応用については、Kaneko (2002) や Gintis (2009) なども参照のこと。

¹⁵ 状態が変化することによって、選好順序が変化するような状況を分析した研究としては、Kreps (1979) がある。彼のモデルは、確率的に意思決定主体の選好が決定するものである。

くまでその選択を行うことから期待される効用を推測する手がかりに過ぎない。

その意味において、ここでの選択肢は選択行動の結果として期待される効用を推測するための、ある種の「シグナル」としての役割を果たしていると解釈できる。そして、1回目と2回目の選択の間にこのシグナルについての追加的な情報を得ることによって、同一のシグナルから推測される効用が変化しているのである¹⁶。この解釈が許されるならば、この例における選択とは、提示された「シグナル」から「信念を形成」しているのであり、1回目と2回目の選択の間に「追加的な情報」を得ることによって、提示された「シグナル」から形成される「信念が更新」されているのである¹⁷。

結局のところ、Sen のいう「潜在能力」とは、この「シグナル」を理解するための能力が個人に備わっているかどうかということに他ならない。「潜在能力アプローチ」の特徴は、同一の選択行動を行ったとしても、「シグナル」を適切に理解できないでその選択を行ったのと、十分に理解した上で選択したのとでは、まったく意味が違うと考える点にある。

このように、市場の効率性が選択の結果のみを問題とするのに対して、手続的公平性の観点からは、消費者の意思決定プロセスが適切であるかどうかが問題とされるのである。

2.3 幻想

前節で論じた情報の経済学の観点からは、1.1 節で問題とした不適切表示の例とは、消費者が誤解するような情報を発信することによって、「シグナル」から誤った「信念を形成」させることで、消費者に「幻想」を抱かせようとするものであると解釈できる。

本節では、Sen (1985) の潜在能力アプローチにおける「幻想」の定式化を行う。Sen の潜在能力アプローチは、以下のように定式化される。 A をある人に付与される財束の集合、 H を機能束の実現手段として選択的に利用可能な方法の集合、 F を実現可能な機能束の集合とする。このとき、潜在能力は以下の集合として定義される。

$$C(A, H) := \{x \in F \mid x = h(a) \text{ for some } a \in A \text{ and some } h \in H\}$$

¹⁶ すなわち、ここでは選択行動の結果は消費者が利用可能な情報の範囲で意思決定を行った結果であって、必ずしも消費者の選好を適切に表しているとは限らないと考えている。このような主張を行った研究としては Harsanyi (1982) がある。彼は、選択によって表明された選好 (manifest preferences) と、真の選好 (true preferences) を区別すべきであるという議論を行っている。彼自身の議論は、功利主義的な立場から反社会的な選好を排除した「倫理的な選好」を導入することを意図したものである。

¹⁷ 「シグナル」から「信念を形成」することも、「追加的な情報」を用いてその「信念を更新」することも、いずれも信念の更新であるが、混乱を避けるために用語を区別する。

また、福祉 (well-being) とは潜在能力の評価関数 $v(C(A, H))$ として与えられる。

直観的には、意思決定者が用いることの出来る財の組み合わせを、利用することを通じて実現可能となる機能の組み合わせの集合全体が潜在能力である。そして、その集合全体に対する評価が福祉である。潜在能力アプローチの特徴は、財の組み合わせもその利用方法も集合全体で定義されている点にある。すなわち、選択によって顕示された選好だけでなく選択されなかった潜在的な選択肢も評価の対象となっており、実際に実現した帰結のみならずその帰結がもたらされるもととなった機会集合全体が評価の対象となっている。

この意味において、Sen の潜在能力アプローチは非帰結主義的なアプローチの先駆とみなされるのである。そして、Sen は仮に同一の帰結がもたらされるときも、選択の余地なくその結果がもたらされたのと、自らの選択によってその結果がもたらされたのを区別することによって福祉の保障としての「福祉的自由 (well-being freedom)」のみならず、選択の自由としての「行為主体的自由 (agency freedom)」をも問題としようとしたのである^{18, 19}。

上の定式化において、財 a を Gorman and Lancaster の特性の束に変換する関数を $g(a)$ とすると、潜在能力は $C(g(A), H)$ と定義し直される。このとき、生産者が発信するシグナルによって消費者の抱く幻想には、 $C(g^*(A), H)$ と $C(g(A), H^*)$ の 2 種類のものがあり得る。まず、 $C(g^*(A), H)$ とは、財のもつ特性についての幻想である。すなわち、その財の持つ性質について誤った認識を抱くということである。例えば、生産者が消費者に対して、製品のスペックについて誤解を招くような情報を発信するような場合がこれに当たる。

次に、 $C(g(A), H^*)$ とは、付与された財とその特性の下で、機能束の実現手段として選択的に利用可能な方法の集合についての幻想である。すなわち、所有する財とその特性を用いてどのようなことがなし得るか、という可能性の集合について誤った認識を抱くということである。例えば、生産者が製品そのものについてはなにも語らずに、消費者をおだてたり理想的な状況をイメージさせたりすることによって、消費者に誤った認識を抱かせるような場合がこれに当たる。

端的に言えば、 $g^*(A)$ とは財についての知識に関わる問題であり、 H^* とはその財をどのようにに使いこなし得るかという消費者自身に関わる問題である。潜在能力アプローチの特徴は、このように消費者の意思決定を重層的にとらえる点にあるが、特に際立っているのは

¹⁸ 「福祉的自由」と「行為主体的自由」については、Sen (1985) の他、鈴木・後藤 (2002) や後藤 (2002) を参照のこと。

¹⁹ 選択肢の機会集合とそこから選択された結果に着目して非帰結主義を定義した研究として、Suzumura and Xu (2001, 2003, 2004) の一連の研究がある。彼らは、帰結主義的なアプローチと非帰結的なアプローチを統一的に扱える公理系を提示している。鈴木 (2009) も参照のこと。

後者の問題を分析できることである。

手続的公平性の観点からは、消費者の意思決定プロセスが問題となるため、こうした「幻想」について分析することが可能となるのである。次節以降は、公平性の観点を導入することで消費者政策においてどのような分析が可能となるかを明らかにしていきたい。

3. 手続的公平性と消費者政策

3.1 手続的公平性の分析にむけて

第2節では、手続的公平性の観点からは、消費者の選択の結果のみならず、消費者がどのような状況下で意思決定を行ったかという、意思決定のプロセスが適切になされているかどうかの問題とされることを論じた。

しかし、このことは二つの点で分析上の困難をもたらす。第一に、現実の市場のデータによる分析は非常に困難である。現実の市場における購買行動のデータは消費者の状況を把握することが難しいため、消費者の意思決定プロセスを分析するには限界がある。すなわち、最終的にどのような価格でどれだけの財が販売されたかは観察できても、個々の消費者がどのような情報に接してどういう理由で購買にいたったかといった、意思決定プロセスについては観察できない。第二に、なにをもって消費者の意思決定が適切になされたかと判断するのかという問題がある。もし、消費者がどのような状況で意思決定を行っているかを把握できたとしても、それだけではただ状態を述べただけであり、それが適切になされているかどうかは判断できない。すなわち、観察された消費者の意思決定が適切かどうかを判断するには、何らかの比較・対照をしなければならない。

それでは、手続的公平性を分析するためには、どのような研究手法がとられるべきであろうか。まず、一つ目の問題点への対処として考えられるのは、アンケート調査に基づいた研究を行うことである。通常、消費者を対象とするようなアンケート調査は、市場における均衡との関係がよくわからないため経済学ではあまり用いられてこなかった。しかし、消費者に対して直接質問を行うため消費者がどのような状況で意思決定を行っているかというプロセスを検証することが可能である²⁰。しかし、ただ消費者の意思決定プロセスを訊ねるだけの、単純なアンケート調査では二つ目の問題点を克服できない。そこで考えられるのが、実験的な手法を活用することである。すなわち、あらかじめ回答者をいくつかのグループに分けておき、それぞれの意思決定を行う状況をコントロールしてそれらの結果を比較することで、意思決定が適切になされているかどうかを検証するのである。

このように、手続的公平性を分析するためには、アンケート調査や実験的な手法といっ

²⁰ Sen (1985) 自身も市場データの限界について論じており、アンケート調査や非市場データの活用について議論している。

た、従来の市場データ以外の研究手法を活用することが求められる²⁴。こうした研究を取り上げながら、以下の3.2、3.3節では、まず消費者の誤解を利用するような表示がなぜ禁じられるべきなのか、また、消費者教育がなされるべき理由について論じる。これらは、2.3節で定式化した $g^*(A)$ の「幻想」に関わる議論である。さらに、消費者政策に手続的公平性の観点を導入することには、もっと積極的な意味合いが存在する。次の4節では、消費者の意思についても問題となり得ることを論じる。これは、2.3節で定式化した H^* の「幻想」に関わる議論である。

3.2 消費者の信念と情報開示政策

本節では消費者の信念と情報開示政策について議論する。企業は消費者に対して様々な製品についての情報を発信しており、消費者はこうした「シグナル」から当該製品の品質に対する「信念」を形成して意思決定を行っている。

消費者の信念の形成について検証した研究としては、行本・丸山・村上・林 (2012) と村上・丸山・林・行本 (forthcoming) がある。彼らは、それぞれ web 調査によるコンジョイント分析を用いて消費者が食品ラベルからどのように信念を形成しているかを検証している。すなわち、ラベルから得られた情報から当該の製品の品質についての信念が形成され、これに基づいて製品に対する支払い意思額が決定され则认为、消費者の「シグナル」からの「信念の形成」について分析している。

さらに、行本・丸山・村上・林 (2012) は、シグナルについての追加的な情報を提示したグループとそうでないグループで形成された信念を比較することで、村上・丸山・林・行本 (forthcoming) は、情報提示の前後で形成された信念を比較することで、「追加的な情報」による「信念の更新」についても検証を行っている。

まず、行本・丸山・村上・林 (2012) は、植物性食用油で用いられているコレステロールに関する表示について取り上げている。このうち「特定保健用食品」は国による認証を受けているものであるが、他の「栄養機能食品」、「コレステロールゼロ」は企業による自主的な表示である。また、後者は、植物性食用油は基本的にコレステロールゼロであるため他の製品との品質の差を表していない、競争上はあまり意味のない表示である。この表示は低価格帯の製品を中心に表示されており、高価格帯の製品では表示されていない。

彼らは、コンジョイント分析を用いて、国による認証のある表示と、品質の差を表している企業の自主表示、品質の差を表していない企業の自主表示を、消費者が区別できているかを検証している。その結果、企業による自主表示については、品質の差を表していよ

²⁴ 実験室での実験ではなく、アンケート調査を用いた実験を設計するのは、現実の消費者の知識が意思決定に重要な役割を果たしていると考えられるためである。

うがいまいが当該の製品に対する支払い意思額にあまり差はなく、区別できていなかった。これに対して、国による認証表示については、企業の自主表示とは明確に区別されていた。

次に、村上・丸山・林・行本 (forthcoming) は、りんごの有機栽培についての表示を取り上げている。有機栽培については、一般に食品安全を目的としているという誤解が存在しているが、実際には環境保全を目的とした制度であり必ずしも安全であるかどうかは明らかではない。彼らは、回答者の多くが有機栽培を食品安全が目的であると誤解していることを確認した上で、回答者を複数のグループに分けて、それぞれに異なった仕方で情報を提示し、その前後でコンジョイント分析を行うことで信念の更新について検証している。

その結果、元の誤った信念との矛盾を明確にしない、心理的にあまりコンフリクトを起こさないような方法で情報を提示した場合には「有機栽培」表示のある製品に対する支払い意思額が上昇し、元の誤った信念との矛盾を明確にした、心理的なコンフリクトを引き起こしやすい方法で情報を提示した場合には「有機栽培」表示のある製品に対する支払い意思額が低下した、という結果を得ている。

これらの結果は、消費者にシグナルを正確に理解できる能力が必ずしも備わっておらず、適切な意思決定を行えていない可能性があることを意味している。そして、この消費者の「幻想」が企業にとって都合がいいような場合には、生産者にはこの「幻想」を解消するインセンティブが存在しない。もし、「幻想」によって消費者の意思決定がゆがめられることの弊害が深刻な場合には、消費者に対してシグナルについて正確に理解できるように表示の認証制度やガイドラインを整備することで、消費者の信念の形成過程に介入するような政策がとられることが望ましいであろう。

このような政策は、第1節で述べたように市場の効率性の観点からは必ずしも正当化されない。しかし、手続的公平性の観点からは、消費者の意思決定のプロセスそのものが適切になされているかが問題とされるために、誤解を利用するような表示を規制する政策介入が正当化されるのである。

3.3 消費者の知識と消費者教育

3.2節で論じたように、消費者は生産者が発信している情報を必ずしも正確に理解していない。こうした場合、生産者に対する情報開示規制が主に用いられてきたが、消費者に情報を提供して彼らの能力に働きかけるのも代替的な政策手段である。しかし、正確な情報を提示すれば消費者が適切に選択行動を変化させるかということ、それほど単純ではない。認知心理学や消費者行動論などの知見を踏まえるならば、新しい情報をどのように意思決定に反映させるかには、消費者の知識が重要な役割を果たすことが考えられる²²。

²² 消費者行動研究については、新倉 (2005)、清水 (1999) などを、認知心理学については、

そこで、本節では、消費者に対して政策的に追加的な情報を提示した場合に、消費者がどのように信念を更新するのかについて、消費者のもともともっている知識の果たす役割に注目することで、こうした知識を消費者に身につけさせるための政策手段である消費者教育の意義について論じる。これは、潜在能力アプローチにおいて、利用可能な方法の関数 h として表現されていたものに対応している。すなわち、仮に人々に同一の財が付与されたとしても、それを用いてどのような機能を実現できるかは、各個人の有している知識水準によって異なるのである。

3.2 節で取り上げた研究では、消費者の事前の知識水準について分析を行っており、事前の知識水準によって追加的な情報による信念の更新の仕方が異なるという結果が得られている。まず、行本・丸山・村上・林 (2012) は、知識水準の高い消費者は、「植物油は基本的にコレステロールゼロである」という情報を提示した場合には提示しない場合に比べて、「コレステロールゼロ」という表示がある製品に対する支払い意思額が大きく低下するという結果を得ている。これに対して、知識水準の低い消費者は依然として高い支払い意思額を示しており、そもそも追加的な情報を理解できなかった、という結果を報告している。

また、村上・丸山・林・行本 (forthcoming) は、二種類の情報提示の仕方を行っているが、心理的なコンフリクトを起こすような情報提示に特に着目している。まず、知識水準の高い消費者は、情報をよく理解した上で信念の更新を行うが事前の信念のウェイトが大きいため信念の変化は小さかった。次に、知識水準の中程度の消費者は、やはり情報をよく理解した上で信念の更新を行うが追加的な情報のウェイトが大きいいため変化の幅が大きくなった。そして、知識水準の低い消費者は、そもそも追加的な情報を理解できずに事前の信念のウェイトも小さいため結果的に混乱してしまった、という結果を報告している。

この二つの研究の結果の傾向はこのように異なるが、いずれも事前の知識水準が追加的な情報の理解に重要な役割を果たしていることを示している。そして、知識水準の低い消費者はそもそも追加的な情報を理解できていなかった。このように、消費者が「シグナル」から形成する信念を、「追加的な情報」を得ることで更新する場合にも、その更新が適切にできる消費者とそうでない消費者がいるのである。したがって、こうした事前の知識水準の格差の影響が深刻な場合には、ただ追加的な情報を提示するだけでなく、消費者教育などによって消費者がその情報を適切に理解できるよう促すことが望ましいであろう。

この場合も、やはり市場の効率性の観点からは、こうした政策は必ずしも正当化されない。そもそも、消費者の意思決定プロセスを問題としない立場からは、追加的な情報を開示さえすれば、その情報を消費者が意思決定に適切に反映できるかどうかは問題とされない。限定合理性の立場から政策介入を主張する Thaler and Sunstein (2003) らのリバタリア

市川 (1996)、波多野 (1996)、Thagard (1996) などを参照のこと。

ン・パターナリズムの議論においても、あくまで選択の結果が望ましいかどうかの問題とされており、消費者が情報を理解してその選択を行っているかどうかというプロセスは問題とされていない。

しかし、手続的公平性の観点からは、消費者の意思決定のプロセスそのものが適切になされているかが問題とされるために、消費者が追加的な情報を適切に利用できるように、その前提となる知識を身につけさせるための政策介入が正当化されうるのである。このように手続的公平性の観点は、従来の消費者保護的な政策介入と異なり、あくまでも消費者自身が自ら自立できるように促すことを目的とする点に特徴がある。

4. 消費者政策と資源管理問題

4.1 可能性についての「幻想」

本研究では、これまで消費者の誤解を招く表示を取り上げ、消費者政策は手続的公平性によって基礎付けられるべきであり、こうした表示は手続的公平性の観点からは排除されるべきである、との主張を行ってきた。ここまでの議論は、2.3 節で論じた $g^*(A)$ の「幻想」についてのものであった。

こうした消費者の誤解に関わる問題は、2.3 節で論じた H^* の「幻想」についても存在する。これは端的には、製品自体についてはなにも語らずに、消費者をおだてたり理想的な状況をイメージさせたりすることによって、その消費者にとっては実際には実現できないことを、あたかも選択可能であるかのような幻想を抱かせるものである。

実際、健康食品におけるダイエットや、アレルギーやがんなどの治癒への効果を暗に仄めかす誇大広告には、こうしたものが多く見受けられる。これらは、直接製品に言及することなく、因果関係の明らかでない一部の成功体験などを紹介することで、あたかも治癒することが可能であるかのように仄めかしているのである^{23, 24}。

このような場合も、やはり市場の効率性の観点からは、実際に健康被害などが生じてからでなければ政策介入を正当化することは難しいが、手続的公平性の観点からはこのこと自体をもって政策介入が正当化されよう²⁵。

²³ 医薬品の承認を受けていない健康食品などが、医薬品のような効能効果を標榜・暗示することは薬事法によって禁止されている。このため直接的に効能効果に言及せずに、一部の成功例などを紹介する形で消費者にイメージを抱かせる手法がとられているのである。

²⁴ こうした誇大広告は、アトピー性皮膚炎やがんなど、現在の医学の水準では治療が困難もしくは長期間に渡るような病気で問題となることが多い。

²⁵ 実際、こうした合理的な根拠のない誇大広告は景品表示法の規制対象となっている。

4.2 消費者の「意思」の分析にむけて

しかしながら、手続的公平性によって消費者政策を基礎付けることには、消費者の意思決定が適切になされないことを防ぐのみならず、消費者の意思を問題とするというもっと積極的な意味合いがある。すなわち、これまでの議論が福祉の保障としての「福祉的自由」であったのに対して、ここでは選択の自由としての「行為主体的自由」を問題とする。

以下では、「幻想」から離れて、こうした消費者政策のより積極的な役割について行本・村上・丸山 (2012) を取り上げながら論じたい。彼らはマグロの資源管理問題を取り上げ、制度設計の失敗によって生産者の協調が失敗していてコモンズの悲劇が生じており、生産者への直接規制も機能していない状況下において、消費者に働きかける政策の効果について検証している。

彼らは、消費者に対して情報を単純に提示した場合と、論理構造が理解できるように提示した場合の効果の比較を行っている。前者の場合には、感情的な反応がみられ、資源管理に配慮した生産者を示すラベルに対する支払い意思額は大きく上昇するが不安定で、ラベルのない製品も積極的に選択されたという結果を得ている。また、後者については、慎重な意思決定がなされるようになり、アウトサイドオプションが相対的に上昇した上で、ラベルに対する支払い意思額も上昇したという結果を得ている²⁶。すなわち、マグロを買うこと自体のハードルが上昇した上で、ラベルのある製品に高い評価がなされたのである。持続可能な水準を上回る消費がなされている状況で、ラベルの付いた製品を評価するだけでなく資源管理に配慮して消費量を抑制するのは、より積極的な態度であるといえよう。

これらの結果は、もし同じように資源管理に配慮した生産者を示すラベルに対する支払い意思額が上昇したとしても、情報の提示の仕方によって消費者の意思決定メカニズムは異なりうることを示している。仮に同一の選択行動をとったとしても、消費者がその選択によって実現可能だと認識していた機能集合は異なりうる。前者の感情的な反応は、ラベルに対して評価が示されたとしてもそれが資源管理問題についての理解に基づいているかは疑問である。これに対して、後者の慎重な反応は、より資源管理問題を深く理解した上での意思決定の結果であるように推察される。

政策上の課題などでは、このように消費者が十分に理解した上で選択を行うのと、単に感情的に反応することは区別されるべきであろう。また、その製品に対する評価を下げたがために購入されなくなったのと、評価しているにも関わらずあえて購入しなくなったことも区別されるべきであろう。

²⁶ また、情報提示後に感想をたずねた自由回答欄において、「資源回復のために消費を控えたい」といった、資源保護のために消費を控える、もしくは食べ過ぎないようにしたい、といった主旨の回答が全サンプルの 5% (102 サンプル) でみられたことを報告している。

市場の効率性の観点からは、結果としての選択行動のみに注目するため、人々が十分に理解した上で意思決定をしているかどうかや、どのような意図を持ってその意思決定を行ったかは問題とされない。しかし、手続的公平性の観点からは、人々が十分に理解した上で意思決定をしているかどうか、さらには選択されなかった選択肢に対してどのような認識を有していたかも問題となり得る。すなわち、単に評価されないから選択されなかったのか、評価しているにも関わらずあえて選択しなかったのかという相違である。これは潜在能力アプローチにおいて、機能束の実現手段として選択的に利用可能な方法の集合 H として表現されていたものである。

この点について、環境の 3R 政策を例に考えてみたい。3R とは、Reduce (廃棄物の削減)、Reuse (再利用)、Recycle (リサイクル)、を指す。このうち Reduce と Reuse は、既存の製品を長く使ったり再利用したりするため (いわゆる「もったいない運動」)、結果的に消費を減少させる効果を持つ。こうした政策は、社会厚生を減少させるため効率性の観点からは望ましくない。しかし、直観的には、物を大事に使うことはそれほどよくないことであろうか。例えば、社会全体として同じ GDP の水準だったとしても、環境に配慮した結果その水準となった社会と、そうでない社会とは区別されるべきであろう²⁷。

手続的公平性の観点からは、こうした社会厚生に反映されない人々の意思や価値観、とりわけ「モラル」や「節度」といった、倫理上の問題を分析の対象とすることが可能となる²⁸。もっとも、ここでの議論からも明らかなように「手続的公平性」の観点に基づく政策は、ときとして社会厚生を悪化させる可能性を含んでいる。したがって、「手続的公平性」は「市場の効率性」に対する代替的な基準というよりも、従来効率性の観点からは上手く捉えることが出来なかった領域を捕捉するための、相補的な基準として位置づけられるべきである²⁹。

5. 結論

本論文では、食品表示における不適切表示の事例を取り上げ、消費者政策は市場の効率性のみならず、手続的公平性の観点から基礎付けられるべきではないか、という問題提起

²⁷ Dasgupta (2001) は、従来の GDP は自然資源の消費を捉えられていないとの批判を行っており、*genuine investment* という概念を提唱している。近年は、こうした持続可能性をとらえられるような代替的な指標が提案されてきている。

²⁸ このように人々の主観的な価値観をあつかう代替的なアプローチとして、幸福度研究がある。潜在能力アプローチと幸福度研究の相違については補論 2 を参照のこと。

²⁹ Sen 自身は、帰結を重視しながらその帰結がもたらされたプロセスをも考慮する「包括的結果」(Sen:1997b, 2009) を提唱している。この点については、補論 1 を参照のこと。

を行った。両者の相違は、市場の効率性は消費者の意思決定の結果のみを問題とするのに対して、手続的公平性は消費者の意思決定のプロセスにまで踏み込んで、意思決定がどのような状況下でなされたかを問題とする点にある。

本論文で取り上げた口蹄疫の不適切表示の事例は、虚偽の表示ではないものの消費者の誤解を利用する表示である。この表示は、消費者の需要を上方にシフトするため必ずしも市場の効率性を損なうものではない。しかし、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する行為は、アンフェアなものであり手続的公平性の観点からは禁止されるべきであろう。また、消費者の知識が不十分であるなどの理由から適切な意思決定が困難な場合には、やはり手続的公平性の観点から消費者教育などの施策がなされるべきであろう。

これまで、経済学では競争の結果どうなるかについては多くの研究が蓄積されてきたが、そもそもその競争がフェアになされているかどうかについては、あまり扱われてこなかった。しかし、競争の結果のみに基づいて議論を行い、その前提となる競争のプロセスをまったく顧慮しないことは、バランスを欠いてしまっているであろうか。

もっとも、競争のプロセスを分析対象とすることは非常に困難をとまなう。手続的公平性の観点からは、消費者の意思決定プロセスそのものが適切になされているかどうかは争点となるため、どのような状況でその意思決定がなされたのかを分析する必要がある。このことは、現実の市場における消費者の選択行動の結果のみに基づいた分析のみでは不十分だということを意味している。また、なにをもって「適切」・「不適切」であるかについて明確な基準が存在するわけでもない。

したがって、本論文で取り上げたように、アンケート調査などに基づいた実験研究を設計して消費者の意思決定プロセスを実証的に検証していくことが、今後必要とされよう。そして、なにをもって「適切」・「不適切」とするかについても研究を蓄積していくことでコンセンサスを形成していく必要があるであろう^{30, 31}。さらに、手続的公平性の観点には、人々の意思を分析対象にできるというより積極的な意味もある。通常の経済活動の分析においては、結果としての効率性のみを問題とすればよい場合も多いであろう。しかし、政

³⁰ Nussbaum (2005) は、中心的ケイパビリティのリストを作成することを提唱している。彼女のリストには、本研究で取り上げた「知識」も含まれている。現実の政策上は、こうしたリストを暫定的なものという条件付きで作成することは有用であるかもしれない。

³¹ こうしたアプローチは、理論的に最適な状態が一意に求まるわけではないためアド・ホックであるとの批判を受けよう。しかし、だからといって研究の対象から外してよいということにはならないのではなかろうか。鈴木 (2012) は、危機的な状況下という文脈においてであるが、規範的な経済理論が社会的に「最善」の選択肢のみに関心を寄せ、「次善」以下の選択肢に関心の外に置いてきた点について、問題提起を行っている。

策上の課題などにおいては、人々が理解した上で行動したかどうかは重要な争点となりえよう。

こうした手続的公平性の観点を取り入れることによって、従来の効率性の観点からは捉えられなかった領域を捉えることが可能となるであろう。また、これまで効率性の観点から分析されてきた事象についても、より立体的に捉えることが可能となるであろう。このように、手続的公平性という従来の効率性と相補的な観点を取り入れることによって、経済学の分析をより豊かなものにして行くことが出来るのではないだろうか。

補論 1 潜在能力アプローチと非帰結主義の関係

本論文では、潜在能力アプローチを非帰結主義的なアプローチの先駆として位置づけている。ただし、Sen 自身は帰結を重視しながらその帰結がもたらされたプロセスをも考慮する「包括的結果 (comprehensive outcomes)」(Sen:1997b, 2009) という帰結主義的な性格の強い議論を展開している³²。

もともと、潜在能力アプローチは、帰結に対する各主体の評価が重要な役割を果たしている。この点は、権利論の文脈において Sen の自由の権利論とゲーム形式の権利論との間で論争となった点である³³。すなわち、Sen のアプローチは、結果としての社会状態に対する選好に依存する形で各主体の自由尊重主義的権利を定義するため、結果的に自らの選択だけでなく他の主体の選択に対しても制約を課してしまう点が批判されたのである。

これに対して、ゲーム形式のアプローチでは、各主体は許容された自らの戦略集合の中から自由な選択を行える、という意味において自由尊重主義的権利が定義され、各主体が自由に選択を行った結果として社会状態が決定される定式化をとることで、この問題を回避している。この意味において、ゲーム形式はより非帰結主義的なアプローチとされる。

本研究は、各主体の権利ではなく意思決定に焦点を当てている点に特徴がある。このため、どのような帰結を意図して選択がなされたかを分析できる潜在能力アプローチを採用している。ただし、本研究の枠組みだけでは意図した帰結が実現するかどうかはわからない点に留意されたい。本研究の特徴は、意思決定主体の帰結に対する認識に焦点を当てることで、潜在能力アプローチを非帰結主義的な分析に応用している点にある。

³² Sen が帰結を重視することは、彼が貧困問題に強い関心を有していることと関係しているのかもしれない。当然、貧困問題などにおいては、最終的な結果は重視されるべきであろう。Banerjee and Duflo (2011) の議論も参照のこと。

³³ 権利論における論争については、鈴木 (1992, 2009) などを参照のこと。

補論 2 幸福度研究との相違点

通常の社会厚生に反映されないような人々の価値観を経済学的にあつかうオルタナティブなアプローチとしては、幸福度 (Happiness) に着目するものもある³⁴。幸福度研究は研究者によって相違はあるものの、一般的には主観的な満足度を問題としていることが多い³⁵。

こうした議論の根底にあるのは、「効用」概念についての心理学的な理解である³⁶。心理学において「主観的な満足」を問題とするのは当然であるし、人々が社会においてどの程度満足感を抱いているかを測定することに意味はあろう。例えば、所得水準が高くても、差別や偏見に晒されているために主観的な満足度の低い人々の現状を明らかにする、といった目的にはある程度有効であろう。

しかし、一般論として「主観的な満足」に基づいて制度設計や政策提言を行うことが正当化されるかという点、疑問を抱かざるを得ない。なぜなら、「主観的な満足」に基づく人間像とは、結局のところ「快楽の追求装置」としての人間像に他ならないからである。

こうした議論に対しては、Harsanyi (1982) の「表明された選好」を社会政策の基礎とすることに対する批判が当てはまる。仮に犯罪など反社会的な行為から快楽を感じるような人がいたとして、それを基礎として制度や政策を設計できるだろうか、という疑問である³⁷。また、Sen (1985) の「適応的選好」の批判も避けられない。仮に本人が満足していたとしても、実際には非常に厳しい状況に置かれているような場合に、本人の満足度を政策目標としてよいであろうか、という疑問である³⁸。

さらにいうならば、幸福度研究の関心は、人が自己の利害をこえて行動するという点にはないことも注意されるべきである。これに対して、潜在能力アプローチは、倫理的な選

³⁴ 潜在能力アプローチと幸福度研究の関係については、Sen (2009) の議論も参照のこと。

³⁵ 幸福度研究については、Frey (2008) や Bok (2010) 、浦川 (2011) などを参照のこと。

³⁶ 典型的な議論は Kahneman and Thaler (2006) のものである。彼らは、顕示選好理論における効用概念を批判し、Bentham 的な「結果と結びついた快楽」としての「経験効用」を提唱している。

³⁷ Harsanyi (1982) は、反社会的な行為を排除した倫理的な「真の選好」を社会政策の基礎とすることを提唱した。

³⁸ Sen (2009) は、性差別が存在する社会において女性の方が男性より自己申告の罹病率が低いにも関わらず死亡率が高いことや、識字率の低い地域の方が高い地域より自己申告の罹病率が高いことについて論じている。このようにその社会の慣習や価値観と結びついた差別や偏見が存在する場合には、「主観的な満足」は適切な指標とはなり得ない。Sen (1985) の補論 B. も参照のこと。

好を捉えようとするのである。これは、震災における殉職者のように、自らを犠牲とするような行為をどのように捉えようとするかに端的に表れる。

すなわち、彼らが、他に可能であったどのような選択肢を犠牲にしたかを直視しようとするのである。潜在能力アプローチの特徴は、潜在能力を集合全体で定義して、実際に選択されなかった選択肢を明示的に考慮することによって、あえて自らの利害に反してでもなされた行為を捉えようとする点にある。

補論3 主な正義概念について

正義や公平性といった概念は、立場によって様々な観点から捉えられるため、議論が錯綜しがちである。ここでは、混乱を避けるために田中（2011）に沿って、法哲学における主要な正義概念を簡単に整理しておく。彼は、まず適法的正義、形式的正義、実質的正義という三つの段階での区分をしている。その上で、正義の実現に関係する重要な概念として、衡平性と手続的正義をあげている。それぞれの概要は以下の通りである。

(1)適法的正義は、もともとは、法の内容に関わらず、法が遵守されることを意味したが、現代では法的安定性という意味で用いられる概念である。

(2)形式的正義は、「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように取り扱え」という、形式上の平等を意味する概念である。ただし、形式的正義自体は、「なにについての平等か」についてはなにも語らないものである。

(3)実質的正義は、「なにについての平等か」という、正当性を評価するための実質的な価値基準についての概念であり、決定の結果の正当性に関わるものである。経済学における資源配分の衡平性に対応するのは、この概念である。

(4)衡平は、一般的な法を個別の事例に対してそのまま適用した場合に不都合な結果が生じる場合に、法の適用を制限ないし抑制することで補正する概念である。したがって、経済学における用法とは異なることに注意されたい。

(5)手続的正義は、決定に至るまでの手続過程の正当性に関わるもので、利害関係者に公正な手続にのっとって公平な配慮を払うことを要請する概念である。

References

- Banerjee, Abhijit V. and Esther Duflo (2011) *Poor Economics: A Radical Rethinking of the Way to Fight Global Poverty*, Public Affairs. (山形浩生訳、2012、『貧乏人の経済学 もういちど貧困問題を根っこから考える』、みすず書房。)
- Bok, Derek (2010) *The Politics of Happiness: What Government Can Learn from the New Research on Well-Being*, Princeton University Press. (土屋直樹・茶野努・宮川修子訳、2011、『幸福の研究』、東洋経済新報社。)

- Dasgupta, Partha (2001) *Human Well-being and the Natural Environment*, Oxford University Press.
(植田和弘監訳、2007、『サステナビリティの経済学 人間の福祉と自然環境』、岩波書店。)
- Frey, Bruno S. (2008) *Happiness : A Revolution in Economics*, Massachusetts Institute of Technology.(白石小百合訳、2012、『幸福度をはかる経済学』、NTT 出版。)
- Gintis, Herbert (2009) *The Bounds of Reason: Game Theory and Unification of the Behavioral Sciences*, Princeton University Press. (成田悠輔・小川一仁・川越敏司・佐々木俊一郎訳、2011、『ゲーム理論による社会科学の統合』、NTT 出版。)
- Harsanyi, John C. (1982) “Morality and the Theory of Rational Behavior,” *Utilitarianism and Beyond*, ed. Amartya K. Sen and Bernard Williams, Cambridge: Cambridge University Press.
- Kahneman, Daniel and Richard H. Thaler (2006) “Utility Maximization and Experienced Utility,” *Journal of Economic Perspectives*, Vol.20, No.1, pp.221-234.
- Kaneko, Mamoru (2002) “Epistemic Logics and Their Game Theoretic Applications: Introduction,” *Economic Theory*, Vol.19, No.1, pp.7-62.
- Kreps, David M. (1979) “A Representation Theorem for Preference Flexibility,” *Econometrica*, Vol.47, No.3, pp.565-77.
- Nussbaum, Martha C. (2000) *Women and Human Development: the Capabilities Approach*, Cambridge: Cambridge University Press. (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳、2005、『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』、岩波書店。)
- Rawls, John (1958) “Justice as Fairness,” *Philosophical Review*, Vol.67. (田中成明編訳、1979、『公正としての正義』第1章、「公正としての正義」、木鐸社。)
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳、1979、『正義論』、紀伊國屋書店。)
- Rubinstein, Ariel (1998) *Modeling Bounded Rationality*, Massachusetts Institute of Technology.
- Sen, Amartya K. (1977) “Rational Fools: A Critique of the Behavioral Foundations of Economic Theory,” *Philosophy and Public Affairs*, Vol. 6, No. 4, pp. 314-344. (大庭健・川本隆史訳、1989、『合理的な愚か者』、『合理的な愚か者』第4章、勁草書房)
- Sen, Amartya K. (1985) *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴木興太郎訳、1988、『福祉の経済学 財と潜在能力』、岩波書店。)
- Sen, Amartya K. (1993) “Internal Consistency of Choice,” *Econometrica*, Vol. 61, No. 3, pp. 495-521.
- Sen, Amartya K. (1997a) *On Economic Inequality, expanded edition with a substantial annex by James E. Foster and Amartya K. Sen*, Oxford: Clarendon Press. (鈴木興太郎・須賀晃一訳、2000、『不平等の経済学』、東洋経済新報社。)
- Sen, Amartya K. (1997b) “Maximization and the Act of Choice,” *Econometrica*, Vol.65, No.4, pp. 745-779.
- Sen, Amartya K. (2002) *Rationality and Freedom*, Cambridge: Harvard University Press.

- Sen, Amartya K. (2009) *The Idea of Justice*, Penguin Books. (池本幸生訳、2011、『正義のアイデア』、明石書店。)
- Smith, Adam (1759) *The Theory of Moral Sentiments*. (水田洋訳、2003、『道徳感情論 (上・下)』、岩波文庫。)
- Smith, Adam (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*. (水田洋監訳、杉山忠平訳、2000-2001、『国富論 (1-4)』、岩波文庫。)
- Suzumura, Kotaro and Yongsheng Xu (2001) “Characterizations of Consequentialism and Nonconsequentialism,” *Journal of Economic Theory*, Vol.101, pp.423-436.
- Suzumura, Kotaro and Yongsheng Xu (2003) “Consequences, opportunities, and generalized consequentialism and non-consequentialism,” *Journal of Economic Theory*, Vol.111, pp.293-304.
- Suzumura, Kotaro and Yongsheng Xu (2004) “Welfarist-consequentialism, similarity of attitudes, and Arrow’s general impossibility theorem,” *Social Choice and Welfare*, Vol.22, pp.237-251.
- Thaler, Richard H. and Cass R. Sunstein (2003) “Libertarian Paternalism,” *American Economic Review*, Vol.93, No.2, pp.175-179.
- Thagard, Paul (1996) *Mind Introduction to Cognitive Science*, Massachusetts Institute of Technology. (松原仁監訳、梅田聡・江尻桂子・幸島明男・開一夫訳(1999)『マインド 認知科学入門』、共立出版。)
- 市川伸一編 (1996) 『認知心理学 4 思考』、東京大学出版会。
- 井上達夫 (2003) 「公正競争とは何か」、『法という企て』、第 9 章、東京大学出版会。
- 伊従寛・矢部丈太郎編 (2009) 『広告表示規制法』、青林書院。
- 浦川邦夫 (2011) 「幸福度研究の現状—将来不安への処方箋」、『日本労働研究雑誌』、No.612, pp.4-15.
- 笠原宏編著 (2010) 『景品表示法 第 2 版』、商事法務。
- 金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編著 (2010) 『独占禁止法 第 3 版』、弘文堂。
- 後藤玲子 (2002) 『正義の経済哲学 ロールズとセン』、東洋経済新報社。
- 白石忠志 (2010) 『独占禁止法事例の勘所 第 2 版』、有斐閣。
- 清水聡 (1999) 『新しい消費者行動』、千倉書房。
- 鈴村興太郎 (1992) 「厚生と権利—社会的選択論からのアプローチ」、『経済研究』、Vol.43, No.1, pp.39-55.
- 鈴村興太郎 (1998) 「機能・福祉・潜在能力—センの規範的経済学の基礎概念—」、『経済研究』、Vol.49, No.3, pp.193-203.
- 鈴村興太郎 (2000) 「厚生経済学の情報的基礎：厚生主義的帰結主義・機会の内在的価値・手続き的均衡性」、岡田章・黒田昌裕・神谷和也・伴金美編、『現代経済学の潮流 2000』、第 1 章、pp.3-42、東洋経済新報社。
- 鈴村興太郎 (2004a) 「競争の公平性と公共の福祉」、競争政策センター第一回公開セミナー。

- 鈴木興太郎 (2004b) 「競争の機能の評価と競争政策の設計」、『早稲田政治経済学誌』、No.356, pp.16-26.
- 鈴木興太郎 (2009) 『厚生経済学の基礎』、岩波書店。
- 鈴木興太郎 (2012) 「危機対応のための公共的選択の課題—<<次善>>の経済政策の構想と実装」、『復興政策をめぐる「正」と「善」』、第1章、pp.1-16、早稲田大学出版部。
- 鈴木興太郎・後藤玲子 (2002) 『アマルティア・セン 経済学と倫理学 改装新版』、実教出版。
- 田中成明 (1985) 「手続的正義に関する一考察 —最近の英米の議論を手がかりに—」、『法の理論』、Vol.6, pp.37-77.
- 田中成明 (2011) 『現代法理学』、有斐閣。
- 堂目卓生 (2008) 『アダム・スミス 『道徳感情論』と『国富論』の世界』、中公新書。
- 堂目卓生 (2012) 「社会、市場、および政府—アダム・スミスの総合知—」、経済学史学会・井上琢智・栗田啓子・田村信一・堂目卓生・新村聡・若田部昌澄編、『古典から読み解く経済思想史』、第1章、ミネルヴァ書房。
- 根岸哲・舟田正之 (2010) 『独占禁止法概説 第4版』、有斐閣。
- 新倉貴士 (2005) 『消費者の認知世界—ブランドマーケティング・パースペクティブ』、千倉書房。
- 波多野誼余夫編 (1996) 『認知心理学 5 学習と発達』、東京大学出版会。
- 廣瀬久和・河上正二編 (2010) 『消費者法判例百選』、別冊 Jurist、No.200, June。
- 水田洋 (1997) 『アダム・スミス 自由主義とは何か』、講談社学術文庫。
- 村上佳世・丸山達也・林健太・行本雅 (forthcoming) 「消費者知識と信念の更新」、『日本経済研究』。
- 行本雅・丸山達也・村上佳世・林健太 (2012) 「消費者の信念と情報開示」、『応用経済学研究』、Vol.5, pp164-175。
- 行本雅・村上佳世・丸山達也 (2012) 「消費者政策と資源管理問題」、法と経済学会報告論文。
- 社団法人新日本スーパーマーケット協会 web ページ
<http://www.super.or.jp/>